

公共施設の使用料見直し

～持続可能な公共施設へ～

『10月号広報』

特集 持続可能な公共施設へ

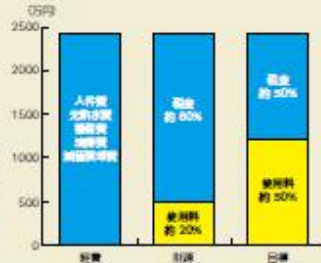
市の全ての公共施設使用料を
見直しわけではありません。

法令などで使用料を徴収できないと規定されている学校や図書館、利用者が不特定多数のため利用者を特定して使用料の負担をとることが適切でない道路や公園などは、これまで通り無料です。

見直しの対象となる施設は、10ページに記載している施設です。



例えば、福葉体育センターと津屋崎体育センターの施設運営費とそれを補う実際の税金と使用料の割合は、右のグラフのようになります(平成31～令和3年度の平均値)。而施設とも税金が財源の大半を占めていることが見て取れます。



公共施設の施設運営費は、使用料だけでは割に足りません。足りない分は、皆さんの税金で補っています。使用料を見直すことは「公共施設を利用する人と利用しない人の公平性」という観点から均等を図る目的もあります。

変わっていない使用料
老朽化する施設

今回の使用料の見直しでは多くの施設で使用料が上がり、施設を利用している人の負担額は増えることになり、市全体の公平

利用しない人も
税金で負担している

現在の使用料は、それぞれの施設で建設時に算出し、使用料を設置条例などで決めています。決めた当時から、消費税引き上げなどの要因を除くとほとんどの施設で見直しを行っていません。さらに、津津市の公共施設の使用料は他の自治体の類似施設に比べ低額であったり、広範囲な減額免除をしていたりすることなどがあります。

築20～50年程度



③築40年(1982年建築)の津屋崎体育センター ④築34年(1988年建築)の中央公民館 ⑤築30年(1992年建築)の総合運動公園(なますの郷) ⑥築27年(1995年建築)の農林漁業体験学習館(おんすの里) ⑦築23年(1999年建築)の健康福祉総合センターふくとびあ

施設使用料の減免は、現在それぞれ施設の基準で判断しています。使用料を決めている中、減免すれば、収入額は減ります。一方で、たとえ収入が減ったとしても、その利用目的や利用回数によっては、使用料を減免することが必要な場合もあります。このため、使用料減免の対象の基準を統一します。

使用料減免規定の見直し

公共施設は、市市民や、その施設を利用する人と全く利用しない人がいます。施設運営費は、税金で補う部分もあることから、利用する人に対して、相応の費用負担をしてもらうべき負担の考え方です。

施設を利用する人、
施設を利用しない人の負担割合を考慮

現状、施設ごとに決めている使用料算定基準を、市内全ての施設で統一した考え方に基づき算出します。

使用料算定基準の統一

使用料見直しの基本方針
使用料算定基準の統一

「性」の観点による見直しであることをご理解くださいますようお願いいたします。

使用料見直しの基本方針
使用料算定基準の統一

急激な人口増加とそれに対応するための小中学校の新設や高齢化に伴う社会保険費の増加、公共施設の老朽化など、年々厳しくなっている市の財政状況、事務経費の節減や業務の効率化に努めることは、行っていく必要があります。その上で、より効果的な行政サービスを提供するために、税金の使い道を見直しなければなりません。そこで、市では「第3次行政改革大綱」未来につながる創造的な行政経費のための改革」を令和3年度に策定。その行政改革の一環として見直しを進めているのが公共施設の使用料です。

厳しい財政状況に対して
行政改革を実施

**使用料見直しの説明会
を行います**

今回、概要を説明していますが「もっと詳しく聞きたい」「直接聞きたい」という人は、ぜひご参加ください。予約は不要です。

日時 ①11月6日(日) 午前10時～
②11月12日(土) 午後3時～

場所 ①ふくとびあ
②カメラアホール

持続可能な公共施設へ

～令和6年4月からの公共施設の使用料見直しを目指します～

皆さんが使用している公園や公民館などの公共施設。これらの施設には毎年、運営や維持管理などの費用(以下、施設運営費)がかかっています。その多くは市民の皆さんの税金と施設利用者の使用料で賄われています。現在、市は次の世代に向けて公共施設を維持していくために、施設使用料(以下、使用料)の見直しを進めています。今回はその考え方の概要についてお知らせします。

問い合わせ 市まちづくり推進室 ☎ 43・8121

- ① 公共施設の現状
- ② 使用料設定に係る基本方針
- ③ 今後の使用料算定方法
- ④ 使用料の改定率
- ⑤ 減免
- ⑥ スケジュール

①公共施設の現状

そもそも公共施設とは

建築系公共施設（建物）

小中学校10校、市営住宅5団地、大和保育所、学童保育所、ふくとぴあ、中央公民館、体育センター2か所、武道館2か所、図書館、カメラアステージ、あんずの里、魚センター、各郷づくり拠点 など

土木系公共施設（インフラ）

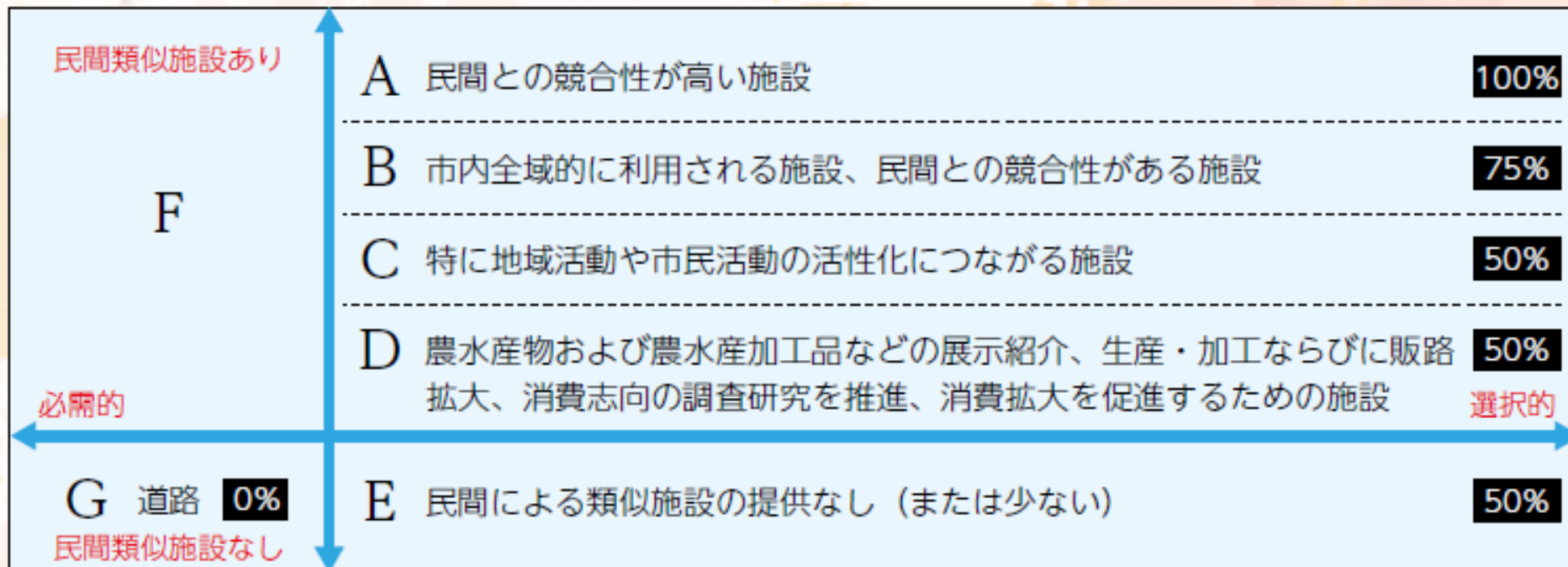
道路、橋りょう、上下水道、公園 など

図1 公共施設の使用料見直し対象施設および性質別負担割合

施設	区分	使用料の負担割合
自転車等駐車場、自動車駐車場、公園（テニスコートや野球場などの有料施設）、福間漁港（小型船舶係留等施設に限る）、津屋崎ヨットハーバー	A	100%
複合文化センター、ふっくる	B	75%
中央公民館、宮司コミュニティセンター、郷づくり交流センター、なごみ、ふくとびあ、福間会館、あんずの里市、藍の家、津屋崎千軒古民家	C	50%
あんずの里（貸館施設）、ふれあい広場ふくま、お魚センター・加工場、あんずの里食堂	D	50%
福間体育センター、津屋崎体育センター、勝浦浜海洋スポーツセンター、福間武道館、津屋崎武道館、学校（運動場などの施設開放）	E	50%

※施設によっては、複合的機能を有することで1つの区分に分類できない場合があります

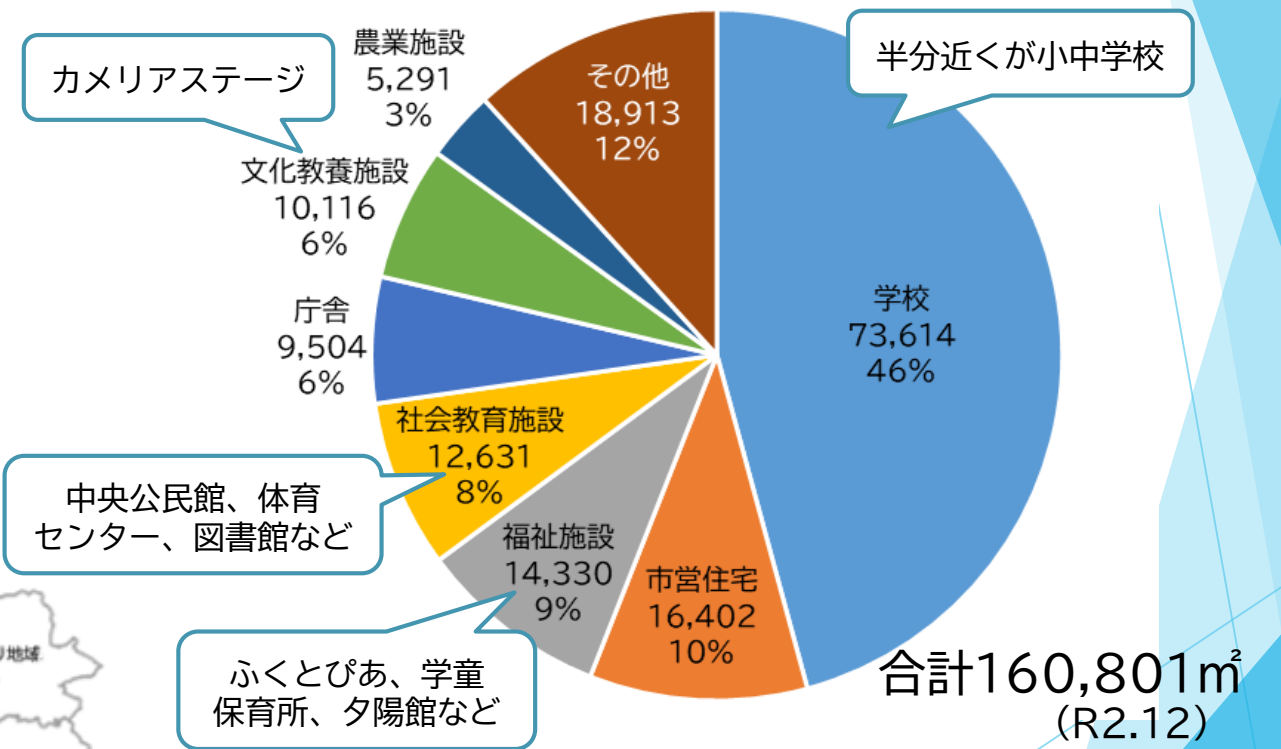
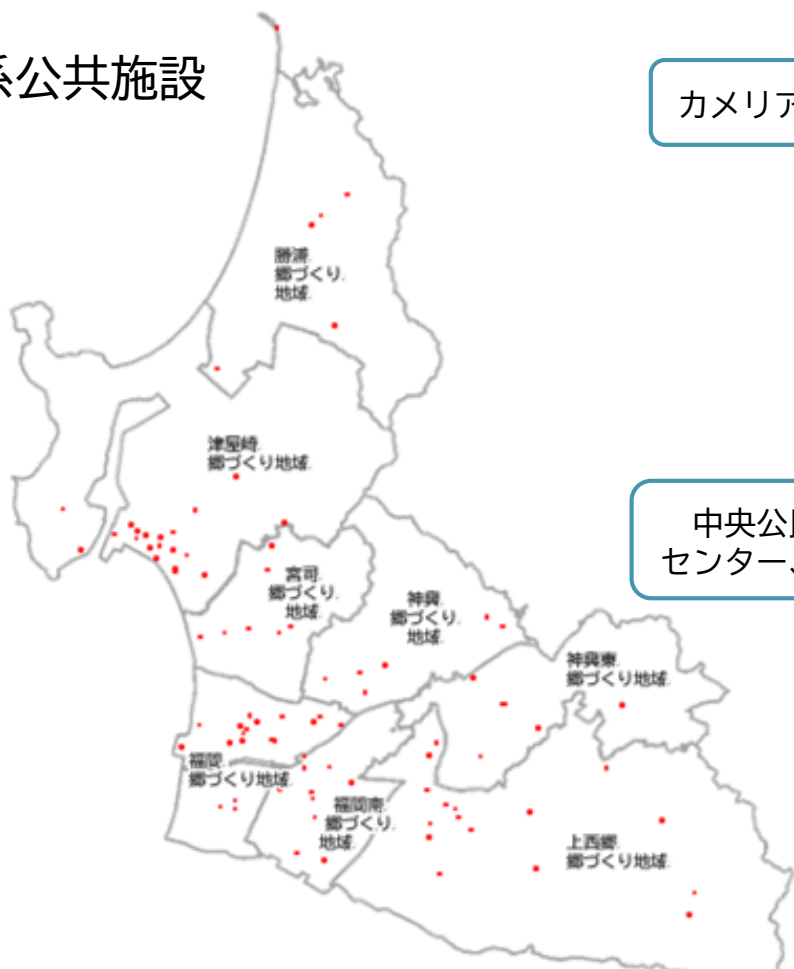
図2 施設の性質別分類



福津市の公共施設

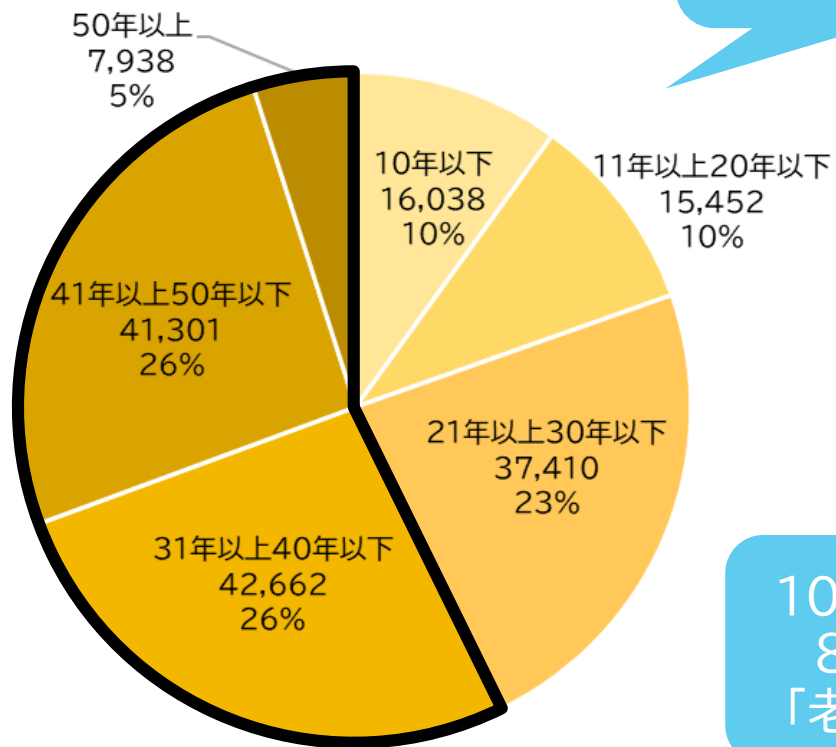
公共施設の類型別面積(m²)

建築系公共施設



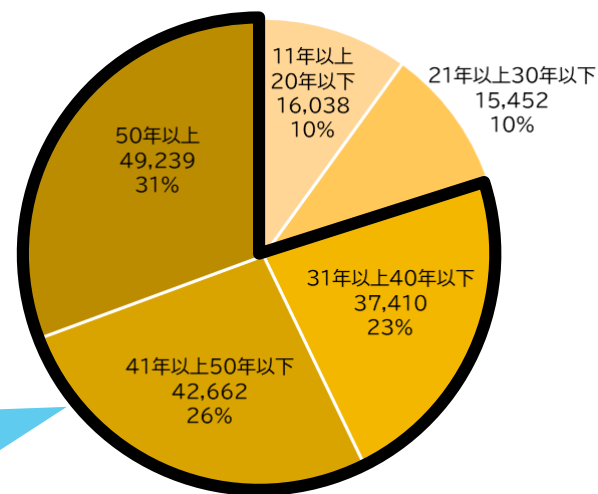
公共施設の老朽化

築年数別の割合 (㎡)



半分以上が
築30年以上

(主な建物)
中央公民館
小中学校



10年後は
8割が
「老朽化」

②使用料設定に係る基本方針

① 受益者負担の原則

(施設を利用する人としない人の公平性)

② 使用料算定ルール の 確立

③ 減免規定の見直し

③今後の使用料算定方法

公共施設の使用料

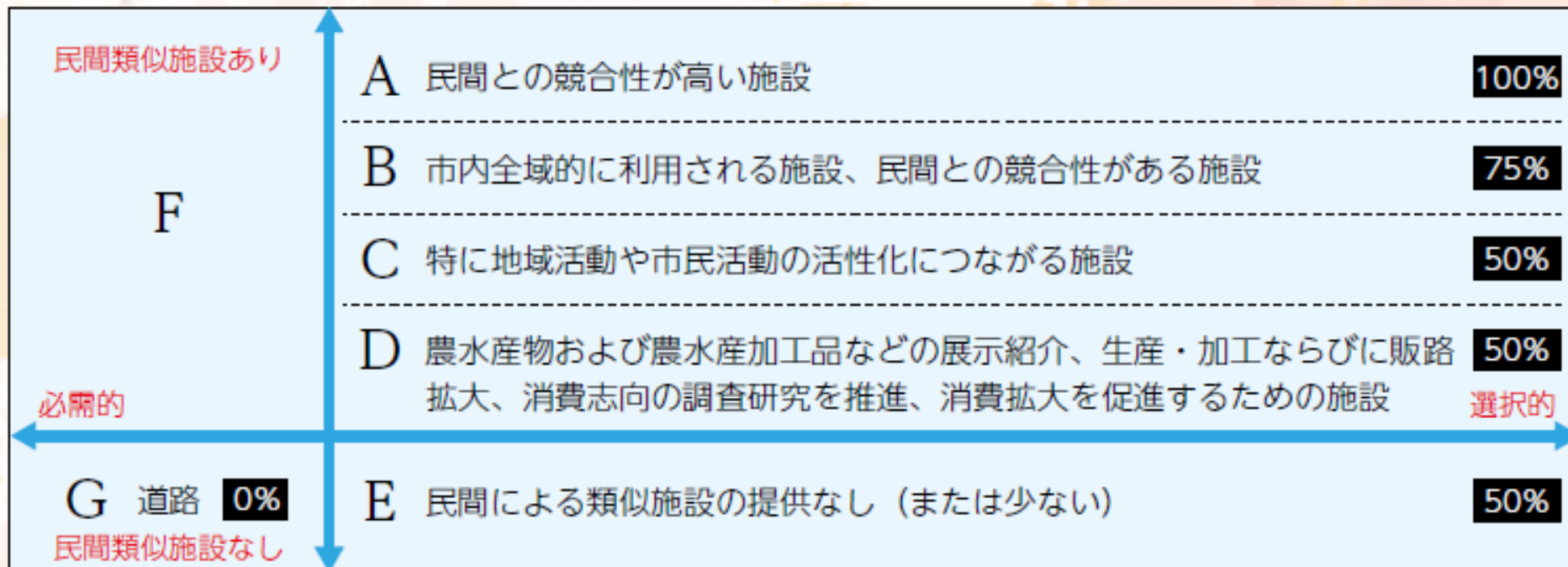
= 原価 × 施設の性質別負担率

図1 公共施設の使用料見直し対象施設および性質別負担割合

施設	区分	使用料の負担割合
自転車等駐車場、自動車駐車場、公園（テニスコートや野球場などの有料施設）、福間漁港（小型船舶係留等施設に限る）、津屋崎ヨットハーバー	A	100%
複合文化センター、ふっくる	B	75%
中央公民館、宮司コミュニティセンター、郷づくり交流センター、なごみ、ふくとびあ、福間会館、あんずの里市、藍の家、津屋崎千軒古民家	C	50%
あんずの里（貸館施設）、ふれあい広場ふくま、お魚センター・加工場、あんずの里食堂	D	50%
福間体育センター、津屋崎体育センター、勝浦浜海洋スポーツセンター、福間武道館、津屋崎武道館、学校（運動場などの施設開放）	E	50%

※施設によっては、複合的機能を有することで1つの区分に分類できない場合があります

図2 施設の性質別分類



原価

=

人件費

+

施設の維持管理経費

+

減価償却費相当額

④使用料の改定率

使用料 改定率見込み①

施設	現 行	改定率
中央公民館 リハーサル室	490円	約170%
中央公民館 和室（大）	330円	約170%
カメラリア 大研修室	660円	約200%
カメラリア リハーサル室	510円	約200%
ふくとぴあ ゆとりの間（和室2）	330円	約120%
ふくとぴあ わくわくルーム	440円	約140%

使用料 改定率見込み②

施設	現 行	改定率
福間武道館 武道場	220円	約200%
津屋崎武道館 武道場	220円	約200%
福間体育センター アリーナ	440円	約200%
福間体育センター 多目的室	110円	約140%
津屋崎体育センター アリーナ	440円	約200%

表 4 - 7 激変緩和措置（改定幅（差額反映率））〔団体利用施設〕

設定使用料				現行使用料		1円～	251円～	501円～	1,001円～	3,001円～	10,001円～
				250円	500円	1,000円	3,000円	10,000円			
				<い>	<ろ>	<は>	<に>	<ほ>	<へ>		
<a>	1円～	250円	<a1>	1年目	100%	0%	0%	0%	0%	0%	
			<a2>	2年目	100%	0%	0%	0%	0%	0%	
			<a3>	3年目	100%	0%	0%	0%	0%	0%	
			<a4>	4年目	100%	0%	0%	0%	0%	0%	
	251円～	500円	<b1>	1年目	80%	80%	0%	0%	0%	0%	
			<b2>	2年目	90%	90%	0%	0%	0%	0%	
			<b3>	3年目	100%	100%	0%	0%	0%	0%	
			<b4>	4年目	100%	100%	0%	0%	0%	0%	
<c>	501円～	1,000円	<c1>	1年目	0%	50%	50%	0%	0%	0%	
			<c2>	2年目	0%	60%	60%	0%	0%	0%	
			<c3>	3年目	0%	80%	80%	0%	0%	0%	
			<c4>	4年目	0%	100%	100%	0%	0%	0%	
<d>	1,001円～	3,000円	<d1>	1年目	0%	0%	40%	40%	0%	0%	
			<d2>	2年目	0%	0%	60%	60%	0%	0%	
			<d3>	3年目	0%	0%	80%	80%	0%	0%	
			<d4>	4年目	0%	0%	100%	100%	0%	0%	
<e>	3,001円～	10,000円	<e1>	1年目	0%	0%	0%	30%	30%	0%	
			<e2>	2年目	0%	0%	0%	50%	50%	0%	
			<e3>	3年目	0%	0%	0%	70%	70%	0%	
			<e4>	4年目	0%	0%	0%	100%	100%	0%	
<f>	10,001円～		<f1>	1年目	0%	0%	0%	0%	20%	20%	
			<f2>	2年目	0%	0%	0%	0%	50%	50%	
			<f3>	3年目	0%	0%	0%	0%	70%	70%	
			<f4>	4年目	0%	0%	0%	0%	100%	100%	

⑤減免

新たな減免区分

区分	減免の内容	備考
市内の保育所、幼稚園が利用する場合	半額免除	幼児・児童を対象に教育・保育活動を行うためであって、関係部署の長が認めた場合に限る。
利用者の過半数を市内の障がい者が占める団体が利用する場合	半額免除	障がい者の社会参加を促進するものであって、関係部署の長が認めた場合に限る。
市内の障がい者が個人で利用する場合及び当該障がい者の介助者が利用する場合	半額免除 全額免除（介助者）	個人で利用する場合とは、例えば「大人100円」というように、個人単位での料金設定をしている施設を利用する場合とする。
特定の利用を目的として建設された施設を、市内の関係団体が特定の目的で利用する場合	半額免除	関係部署の長が認めた場合に限る。
特定団体の利用を目的として建設された施設を、当該特定団体が利用する場合 例) 郷づくり交流センター 福間会館	全額免除	特定団体が公共の目的で利用する場合に限る。
その他市長が限定的に認める特別の事情や理由がある場合	全額免除又は半額免除	適用する場合は、理由を明確にし、安易に適用しない。

⑥スケジュール

R4.8 基本方針改定

R4.11 市民説明会

R4.12 使用料最終算定

R5.3 市議会 条例改正（予定）

R6.4.1 使用料改定（予定）

最後に

次の世代に向けて公共施設を維持していくため、
使用料の見直しを考えております。

みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

